

市営住宅に関するアンケート調査票(案)

日頃から、札幌市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
札幌市では、市営住宅の適正な家賃制度について、定期的に検討することとしており、直近では、平成25年度に家賃の減免について見直しを実施したところです。
前回の改正から9年経過していることから、現在、改めて家賃制度の見直しを検討しており、この度、市営住宅にお住まいの方(5,000世帯)、市営住宅以外にお住まいの方(5,000世帯)にアンケート調査を実施することとしました。
突然のお願いで恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

● 今回お送りしたもの

市民アンケート調査票、別紙「減免制度について」、返信用封筒

● お願いしたいこと

「市民アンケート調査票」にご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

● 各5,000世帯の選び方

札幌市内にお住まいの方から、無作為抽出法(くじ引きのような方法)で選ばせていただきました。

● プライバシーの保護について

この調査は、皆さまから無記名でご回答いただくものであり、また、回答結果は統計的に処理し、「こういうご意見が何%」というように数値、表にまとめますので、個人のお名前が公表されることは、決してございません。

また、調査をお願いした方の名簿は、この調査以外には使用いたしません。

【 ご回答にあたって 】

ご使用いただく筆記用具は、どのようなものでも構いません。

ご回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、あるいは具体的な内容をご記入ください。

記入されました市民アンケート調査票は、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、**無記名のまま切手を貼らずに令和4年月日()までに、郵便ポストへ投函してください。**

ご不明な点やお問い合わせは

札幌市都市局市街地整備部住宅課

担当 秋山・尾崎 (電話:011-211-2806/FAX:011-218-5144)

またはメールアドレス jutakukanri@city.sapporo.jp まで

問1-7 現在の生活状況についてどう感じていますか。当てはまる番号に1つ○をつけてください。

- ① 苦しい ② やや苦しい ③ 普通 ④ やや余裕がある ⑤ 余裕がある

2 市営住宅の家賃について

市営住宅は法律により、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備されております。

問2-1 市営住宅には世帯の収入が著しく低額であるときなど、一定の条件に該当する場合に家賃を減免する制度（別紙「減免制度について」を参照願います。）がありますが、あなたはこの制度についてどのように思いますか？当てはまる番号に1つ○をつけてください。

- (ア) 必要 ② 基準が適切であれば必要 ③ 不要 ④ わからない

問2-2 家賃の減免を受けることができる世帯の収入の基準額（基準額以上の収入がある場合は減免不可。）について、札幌市では、生活保護制度の最低生活費（別紙「減免制度について」を参照願います。）をベースに考えていますが、あなたはこの考え方についてはどのように思いますか。

- ① 生活保護制度の最低生活費ベースでよい。
② 生活保護制度の最低生活費ベースより収入が多い人にも適用した方がよい。（減免を受ける人が増える）
③ 生活保護制度の最低生活費ベースより収入が少ない人に適用した方がよい。（減免を受ける人が減る）
④ 別の方法を考えた方がよいと思う。（例えば…）
⑤ わからない。

3 その他

最後に市営住宅の家賃等に関してご意見などございましたらご記入ください。

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

記入いただいた市民アンケート調査票は、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、

無記名のまま切手を貼らずに令和4年 月 日（ ）までに、郵便ポストへ投函してください。

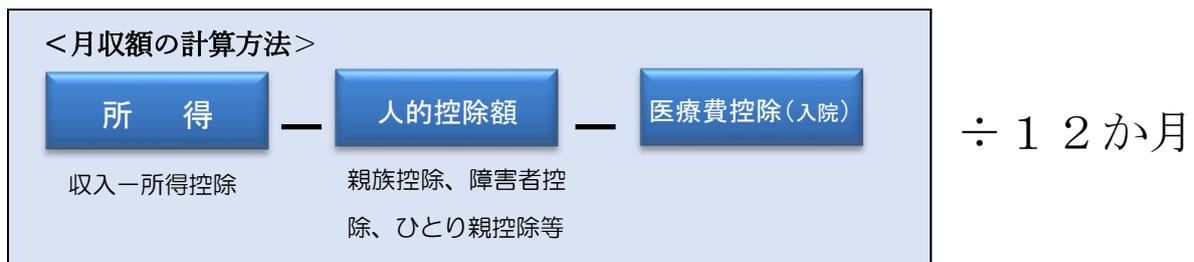
札幌市営住宅家賃の「減免制度について」

～家賃の減免制度とは～

市営住宅の入居者が、次の条件に該当し、家賃の支払いが困難になったときに申請により、一定期間家賃を減免する制度です。

- (1) 世帯の収入が著しく低額になったとき
- (2) 失職、病気その他の理由により著しく生活困窮の状態にあるとき
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき

また、家賃の減免を受けるためには、世帯の月収額が減免基準額以下（札幌市では月収 74,000 円）である必要があることから、次の方法で世帯の月収額を計算し、算出された額を基に決めています。



上記の計算方法で算出した世帯の月収額が家賃の減免基準額 **74,000 円以下** である場合に減免の対象となります。

この家賃の減免基準額は、国が定めている生活保護制度における標準世帯（父・母・子の3人世帯）の最低生活費を基に、上記の計算方法で算出した金額です。

生活保護制度の最低生活費

住宅扶助 →家賃など住まいの費用
教育扶助・その他 →小中学校の学用品や給食費、 出産扶助や介護扶助など
生活扶助 →食費・光熱水費・医療費など